

2015年度インド中央政府予算案

2015年3月5日

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. The 'E' and 'Y' are connected at the top. The background of the entire page is a long-exposure photograph of a highway at night, showing light trails from cars in red and white. A large yellow diagonal shape is overlaid on the right side of the image.

EY

Building a better
working world

目次

- ▶ 予算の背景
- ▶ 主要な経済政策
- ▶ 税率
- ▶ 成長を牽引／メイク・イン・インディア
- ▶ 係争の抑制とコンプライアンスの緩和
- ▶ ブラックマネーの追求
- ▶ 間接税
- ▶ GSTの概要と影響
- ▶ 付属資料



1

予算の背景

Budget Connect+ 2015

マクロの前提

- ▶ 2015年度のGDP成長率 8.1% - 8.5%を予想。産業毎のGDPに占める割合は以下の通り
 - ▶ 農業 – 17.6%
 - ▶ 鉱工業 – 29.7%
 - ▶ サービス業 – 52.7%
- ▶ それぞれ成長率(2014年度見込み)
 - ▶ 農業 – 1.1% (前年度3.7%)
 - ▶ 鉱工業 – 5.9%(前年度4.5%)
 - ▶ うち、製造業 – 6.8%(前年度5.3%)
 - ▶ サービス業 – 10.6%(前年度9.1%)
- ▶ 名目GDP成長率11.5%
- ▶ 実質GDP成長率が約8.5%である場合の想定インフレーション率(GDPデフレーター)は3%

税務の提案で目指す政策目標

- ▶ ブラックマネー抑制
- ▶ メイク・イン・インドゥアを通して雇用創出、成長軌道への回帰、国内製造業への投資促進
- ▶ 最低限の政府と最大限のガバナンスで、ビジネスのしやすさを改善
- ▶ 中間層の納税者へ減免措置の拡大
- ▶ クリーン・インドゥアを通して、生活の質や公衆衛生を改善

歳出

単位:百万ルピー

歳出	2014-15 (当初計画)	2014-15 (見直計画)	2015-16 (当初計画)	FY15 に対する FY16の増減
計画外支出	12,198,920	12,132,240	13,122,000	8.2
計画支出	5,750,000	4,679,340	4,652,770	-0.6
合計歳出	17,948,920	16,811,580	17,774,770	5.7
主な補助金	2,513,970	2,539,130	2,273,880	-10.4
肥料補助金	729,700	709,670	729,690	2.8
食料補助金	1,150,000	1,226,760	1,244,190	1.4
石油補助金	634,270	602,700	300,000	-50.2

歳入

単位：百万ルピー

歳入	2014-2015 (見直計画)	2015-2016 (当初計画)	前年度比
税込	12,513,910	14,494,900	15.8
税込以外の歳入	2,178,310	2,217,330	1.8
合計歳入	14,692,220	16,712,230	13.7
法人税	3,830,270	4,153,820	8.4
サーチャージ	306,420	415,380	35.6
教育税	124,100	137,080	10.5
所得税	2,591,670	3,039,910	17.3
サーチャージ	55,000	75,000	36.4
教育税	79,400	93,450	17.7
関税	1,887,130	2,083,360	10.4
物品税	1,854,800	2,298,080	23.9
サービス税	1,681,320	2,097,740	24.8

2

主要な経済政策

Budget Connect+ 2015

主要な経済政策

為替管理規定

- ▶ 株式に絡む資本勘定取引(債務以外)はRBIと協議し、中央政府が規定
- ▶ 外国直接投資(FDI)と外国ポートフォリオ投資(FPI)を統合し、合算ベースで単一出資上限を設定—外資誘致のため、インド会社の手続きを簡素化
- ▶ 代替的投資ファンド(AIF)への外国投資をFDIポリシーで認可

金融市場及び資本市場

- ▶ 赤字会社法(SICA)/産業財政再建委員会(BIFR)に代わる、包括的な倒産法(Bankruptcy code)の導入
- ▶ インフラ金融会社に年間2,000億ルピーの株式出資できるよう、国家投資インフラファンド(NIIF)を創設
- ▶ 現金取引を抑制し、クレジットカード/デビットカード取引を奨励するための措置(ブラックマネー対策)

主要な経済政策

インフラ投資に重点配分

- ▶ インフラ関連支出を7,000億ルピー拡大
- ▶ インド全土で総延長10万キロメートルの道路を新設
- ▶ 4,000MWの超大型発電所を5ヶ所に、速やかに建設できるような施策

医療/教育

- ▶ 特定地域に全インド医科大学、インド工科大学、インド経営大学院等を新設

防衛

- ▶ 総額2兆4,673億ルピーの予算を割当て(前年比約11%増)

その他

- ▶ インドを投資先に選んでもらえるように、現行制度上の複数の認可機関に代わる専門委員会を組成
- ▶ 商事紛争の早期解決のため、政府は各裁判所に専門の商事部門を設置
- ▶ 到着ビザ(VOA)の発給対象国を現在の43カ国・地域から150カ国へ拡大



3



稅率

Budget Connect+ 2015

税率

- ▶ 個人所得税の累進税率に変更なし
- ▶ 法人税率について、2016年度から4年間かけて基本税率を30%から25%にまで減少
- ▶ 富裕税 (Wealth Tax) の廃止: これにより、2015年度から年間所得が1千万ルピーを超える個人及び内国法人においてサーチャージが2%追加することが提案された。
なお、外国法人のサーチャージに変更はない:
 - ▶ 個人所得税について年間所得が1千万ルピーを超える場合のサーチャージについて10%から12%へ増加
 - ▶ 年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満の内国法人について5%から7%に増加
 - ▶ 年間所得が1億ルピー超の内国法人について10%から12%に増加
- ▶ 配当分配税 (DDT) 及び最低代替税 (MAT) に関するサーチャージについても2%追加
- ▶ 教育税については現状の税率が継続

個人所得税サマリー

年間所得(ルピー)	現状	提案	備考
0 – 250,000	0%	0%	
250,001 – 500,000	10.3%	10.3%	
500,001 – 1,000,000	20.6%	20.6%	
1,000,001 – 10,000,000	30.9%	30.9%	
10,000,001 –	33.99%	34.608%	サーチャージが10%から12%に増加

直接税サマリー

項目		現状	提案	備考
法人税	内国法人	30.9%	30.9%	年間所得が1千万ルピー未満
		32.445%	33.063%	年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満
		33.99%	34.608%	年間所得が1億ルピー以上
	外国法人	41.2%	41.2%	年間所得が1千万ルピー未満
		42.024%	42.024%	年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満
		43.26%	43.26%	年間所得が1億ルピー以上
配当分配税 (DDT)		19.995%	20.358%	サーチャージが10%から12%に増加
最低代替税 (MAT)		19.055%	19.055%	年間利益が1千万ルピー未満
		20.01%	20.389%	年間利益が1千万ルピー以上1億ルピー未満
		20.96%	21.342%	年間利益が1億ルピー以上

4

成長を牽引/メイク・
イン・インディア

Budget Connect+ 2015

成長を牽引/メイク・イン・インド

製造業に対する後進地域における税制優遇措置(インセンティブ)

▶ アンドラプラデッシュ州とテランガナ州における通知される後進地域において、新規事業のための工場や企業のセットアップに伴う設備投資を行う場合、以下の投資控除及び割増償却が提案された

- ▶ 既存の投資控除(*)に加えて、上記地域において2015年4月1日から2020年3月31日までに取得・据付された設備の取得コストの15%を追加控除可能
- ▶ 上記地域において2015年4月1日から2020年3月31日までに取得・据付された設備の取得コストについて35%の割増償却(通常の割増償却率は20%)が可能

(*) 既存の投資控除(取得コストの15%の追加控除)

- ▶ 新しい設備に対する2億5千万ルピーを超える投資が対象
- ▶ 当該設備は2014年4月1日から2017年3月31日の間に取得・据付されるものが対象となる

成長を牽引/メイク・イン・インディア

期中取得資産の割増償却に関する変更の提案

- ▶ 現行所得税法においては、期中に取得した新規設備について、事業の用に供した日から期末までの日数が180日未満の場合は、償却限度額は年間償却額の50%に制限されており、割増償却についても同様にその50%までに制限(つまり割増償却は10%相当)されている
- ▶ この場合において、残りの50%相当については、今回の予算案により取得した年の翌年における償却額に含めることが提案された

(例) 取得原価:100、償却率(定率法):15%、割増償却率:20%

項目/年度	現状		提案	
	X1年	X2年	X1年	X2年
期首残高	100	82.5	100	82.5
減価償却費(通常)	7.5	12.375	7.5	12.375
割増償却	10	—	10	10
減価償却合計	17.5	12.375	17.5	22.375
期末残高	82.5	70.125	82.5	60.125

成長を牽引/メイク・イン・インド

製造業における正規労働者の雇用に関する控除

- ▶ 50名以上の正規労働者を雇用している製造業において、正規労働者を新規雇用した場合、新規雇用正規労働者に支払われる賃金のうち30%を追加控除できる
- ▶ この控除については従来は100名以上の正規労働者を雇用している製造業における新規雇用正規労働者に支払われる賃金が対象であり、2015年3月31日までの措置であったが、今回の提案により基準値が50人となり、さらに2017年3月31日までに延期された

(例)

既存の正規労働者数: 50人

新規雇用正規労働者数: 10人

賃金: 1人当たり10

この場合、控除可能額は $630 = ((50人 + 10人) \times 10) + 10人 \times 10 \times 30\%$ となる

成長を牽引/メイク・イン・インド

非居住者に対するロイヤリティ/FTS(技術上の役務に対する対価)に対する税率

- ▶ 現状の25%から再び10%に減少
- ▶ 上記の税率は1976年3月31日以降に締結された全ての契約に対して有効
- ▶ ただし、租税条約が優先される

Swachh Bharat (クリーン・インド)

- ▶ モディ政権の打ち出した「クリーン・インド」政策により、学校や都市部及び郊外における公衆衛生施設の設置に関する政府組織「Swachh Bharat Kosh」への寄付、及び、ガンジス川浄化に関する基金(Clean Ganga Fund)への寄付については、支出額全額の控除を認めることを提案

成長を牽引/メイク・イン・インディア

ビジネス・トラスト/不動産投資信託(REITs)に対する課税

▶ REITsのスポンサーにおいて、株式公開(IPO)によりSPVの持分を売却する場合と、ビジネス・トラストの受益証券の売却を通じてSPVの持分を処分する場合とで、課税に同等性をもたせるために以下が提案されている:

- ▶ ビジネス・トラストの証券取引所における受益証券の売却についての税務上の取り扱いはIPOによりSPVの株式が売却される場合に類似する。すなわち、SPVの持分の代わりに受け取られる受益証券の売却について発生する短期キャピタルゲインは15%で課税され、長期キャピタルゲインは免税となる
 - ▶ 証券取引税(STT)はSPVの持分の代わりに取得されるビジネス・トラストの受益証券の売却について課税される
- ▶ REITsが所有する不動産から得られた賃貸収入は、REITs自身では免税となり、REITsにより配当を受けた投資家において課税される(パススルーステータスの拡大)
- ▶ よって、REITsに支払われるこのような賃貸収入についての源泉徴収は不要だが、投資家に配当が行われる場合には、居住者であれば10%の源泉徴収が必要となる

成長を牽引/ メイク・イン・インディア

投資環境を促進するための措置

- ▶ 政府債及びFPI/FIIへ発行された社債に関する利息について5%の軽減源泉税率の適用は、2017年6月末までに払われる利息まで拡大

成長を牽引/メイク・イン・インド

一般的租税回避防止規定(GAAR)

- ▶ 商取引の実態を欠く、税務恩典を得ることが主目的の取引について、2012年度財政法案において対応強化の規定を導入
- ▶ 2013年度財政法では、一般的租税回避規定の適用を2015年度まで延期
- ▶ 今回の2015年度財政法案では、一般的租税回避規定の適用を2017年度(2017年4月1日以降)までさらに延期
- ▶ グランドファーザー条項(既得権者除外条項)は2017年3月31日までに行われた投資にまで拡大

成長を牽引/メイク・イン・インディア

オフショアファンドにおけるファンドマネージャーの活動

- ▶ インドにおいて行われたファンドマネジメント活動について、とりわけ以下の主要な条件を満たす場合には、(ファンドの従業員等以外の)ファンドマネージャーの活動はインドにおける「Business connection(事業上の関連性)」を構成しない:
 - ▶ ファンドが税務上のインド居住者ではないこと
 - ▶ 特定の資産や投資に関する制限を満たすこと
 - ▶ ファンドマネージャーはSEBIにより適切に管理され、適用される条件を満たすこと



5

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

Budget Connect+ 2015

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

間接譲渡

インドにおける資産から「実質的価値」を得ている株式の間接譲渡の納税義務について明確化

- ▶ 「実質的価値」:
 - ▶ インドにおける資産(有形・無形資産)の価値が1億ルピー超、かつ
 - ▶ 会社が保有する全世界資産に占めるインドにおける資産の割合が50%以上
- ▶ 資産価値とは、負債を控除しない、公正な市場価額を意味。なお、公正な市場価額の計算方法は別途規定

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

- ▶ 比例課税や価額を決定する基準日等の追加規定は今後明確化

※ これまで、間接譲渡における課税対象が、インドにおける資産部分だけではなく、譲渡額全体となる可能性があったが、今後はインドにおける資産部分のみと明確化

- ▶ インドで課税対象となる株式の間接譲渡に関し、情報や文書の提出・報告義務に違反した場合は、取引価額の2%が罰金となる(2015年4月1日から有効)

- ▶ 間接譲渡の例外

- ▶ 少数株主(経営に関与せず支配も行っていない議決権5%未満の株主)
- ▶ 海外で起きた合併や会社分割は一定の条件下で例外

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

実質的管理地主義 (Place of Effective Management: POEM) 概念の導入

- ▶ 実質的管理地とは、法人全体のビジネスを遂行するため、主要経営者が置かれ、商業的意思決定がなされる場所を意味する
- ▶ ある年の一時点における実質的管理地 (Place of Effective Management: POEM) がインド国内にあれば、外国企業もインドの居住者となる。インド居住者は、全世界所得に対してインドで課税される
- ▶ 実質的支配地基準 (POEM) に関する基本原則を導入することで、居住者・非居住者の判定がより公正になる

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

その他

▶ 最低代替税(MAT)の計算方法について明確化

- ▶ Association of Person(AOP)において課税される場合、AOPの構成員の最低代替税(MAT)の計算上、当該構成員が受け取る収益及び関連経費については考慮されない

(注) AOPとはコンソーシアムの構成員が、個々の構成員としてではなく、複合契約において一体としてみなされてしまう概念

- ▶ 外国機関投資家がインド国内の証券売買から得る所得(キャピタル・ゲイン)及び関連経費については、最低代替税(MAT)の計算上、考慮されない

▶ 源泉税の範囲拡大

- ▶ インド国内の外国銀行の支店から、インド国外の本店や支店に支払われる利息については、インド国内で発生したものとみなされ、源泉税の対象となる
- ▶ 源泉を行わない場合、インド国内の支店にとって利息費用が損金不算入となり、罰金及び延滞利息が課せられる

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

▶ 移転価格税制

- ▶ 特定の国内取引に対する移転価格ルールの適用基準値を、従前の5千万ルピーから2億ルピーに引き上げ

▶ 税務訴訟

- ▶ 税務訴訟について、最高裁判所で既に同様の論点が争われている場合は、係争案件の増加を避けるため、税務当局は新たな訴訟を提起しない方向



6

ブラックマネー の追及

Budget Connect+ 2015

ブラックマネーの追及

ブラックマネーに関する新たな規制

- ▶ 不動産取引に係るブラックマネーの発生を抑制するため、不動産取引に関する合計2万ルピー超の受領や払戻しは禁止

ブラックマネーに関するその他規定の整備

- ▶ 海外資産に関する所得や資産の隠蔽行為・脱税に対し、次の規定を策定
 - ▶ 最長10年の禁固刑を対象とした起訴
 - ▶ 違反に対する軽減措置を認めず
 - ▶ 違反者から調停委員会への申し出の禁止
 - ▶ 税額の300%の罰金
- ▶ 無申告あるいは不適切な税務申告
 - ▶ 最長7年の禁固刑を対象とした起訴
 - ▶ New Benami Transactions Prohibition Act (マネーロンダリング法案)を準備中



7

間接稅

Budget Connect+ 2015

主要な政策の発表

物品・サービス税 (GST)

- ▶ 2016年4月1日までにGST導入をコミットメント
- ▶ 財務大臣は、最高水準の (state of the art) 間接税制度を導入する見通しを示した
- ▶ GSTは、共通のマーケットを醸成し、連鎖的な税負担の影響を減らす上で変化をもたらす役割を期待されている

関税

- ▶ 輸入品への教育税及び高等教育税は継続
 - ▶ 実効関税率の中間値は28.85%から29.44%に引上げ
- ▶ 国内製造業を促進するため、完成品が課せられる輸入関税よりも、部材にかかる関税の方が高く、売上物品税等で相殺控除が難しくなっている構造を合理化、是正
 - ▶ 特定の財、原材料、中間財、部品の基本関税(BCD)/特別追加関税(SAD)率の引下げ
 - ▶ IT関連の通知される品目の製造に使用される全ての物品についてSADは免除(実装済プリント回路版を除く)

輸入関税の実効税率（製造業の場合）

- ▶ 実効税率は29.44%
- ▶ CVD、SADについては相殺可能（Cenvatable）
- ▶ 具体的な計算事例は以下の通り

	税率	2015年度	
①輸入価額（CIF価格＋荷揚費用）			100.00
②基本関税 Basic Customs Duty (BCD)	10%	① × 税率	10.00
③ 小計		①＋②	110.00
④相殺関税 Counter Vailling Duty (CVD) *	12.5%	③ × 税率	13.75
⑤教育税 Education Cess	3%	(②＋④) × 税率	0.71
⑥ 小計		③＋④＋⑤	124.46
⑦特別追加関税 Special Additional Duty (SAD) *	4%	⑥ × 税率	4.98
合計			129.44
関税合計		②＋④＋⑤＋⑦	29.44
* CENVATABLE（相殺可能）		④＋⑦	18.73

物品税

- ▶ 物品税の実効税率の中間値は、12.36%から12.5%に引上げ
- ▶ 製造業奨励のための税率の引下げ - 恩恵を受けるセクター/産業は、電機、再生エネルギー、靴工業等
- ▶ 石油の関税率の見直し - 正味の税率で変更なし
- ▶ 石炭に対するクリーンエネルギー税が、トン当たり100ルピーから200ルピーに引上げ

サービス税

- ▶ サービス税の実効税率は 12.36%から14%に引上げ
 - ▶ 加えて2%のSwachh Bharat (クリーン・インド)税が提案、通知されるサービスについて実効税率は16%に
 - ▶ Aggregatorのブランド名や商標を使用することにより、提供されるサービスはサービス税の対象
- ▶ ネガティブリストと免税項目が削減
 - ▶ 政府による事業体への全てのサービス
 - ▶ 催しや娯楽イベントサービス
 - ▶ 港湾や空港の建設サービス契約
 - ▶ 投資信託代理店や販売業者のサービス
- ▶ 「合理的な理由」によるペナルティの免除規定が取消し

CENVATクレジット

- ▶ 物品税率の変更で、教育税及び高等教育税の未控除分の利用についての明確化が待たれる
 - ▶ 控除のためのクレジットを認識・記載を請求書発行日の6ヶ月から1年以内に行えば控除は可能
 - ▶ 控除のためクレジットを認識・記載したものの、実際に控除していない場合でも、そのクレジットが間違っている場合、当局は回収のため取調べを開始
 - ▶ 実際に控除した金額を確定する方法についても明確化
 - ▶ ジョブワーク取引に関連する規定の合理化
 - ▶ 資本財の返品期限を2年に延長
 - ▶ リバースチャージや部分的なリバースチャージにおけるクレジットは、サービス税の支払時に、認識・記載が可能(2015年4月1日から施行)
 - ▶ 請求書日から3ヶ月内にサービスフィーを支払う必要
 - ▶ 支払ったサービス税については、リバーサル不要
- *リバースチャージ: サービス受益者がサービス提供者に代わってサービス税を納付。サービスの輸入や特定のサービス等
- ▶ 間違っってクレジット記載あるいは控除した場合、ペナルティ規定が厳重に科される(財政法案施行後)

共通の変更

- ▶ 手続きの合理化
 - ▶ 登記手続きの早期化
 - ▶ 記録のデジタル保存
- ▶ 罰則規定の合理化
 - ▶ 善意の場合はペナルティの軽減
 - ▶ 脱税の場合はより厳重に
 - ▶ 通知/オーダーの発行日から30日以内に税、延滞利息、ペナルティが支払われる場合は、ペナルティを軽減
- ▶ 事前裁定制度(AAR)が居住者企業(LLP、個人事業、一人会社)にも適用可能
- ▶ 裁決やり直しのために下級当局(Adjudicating authority)への差戻し事案については、調停委員会へ訴えることはできない



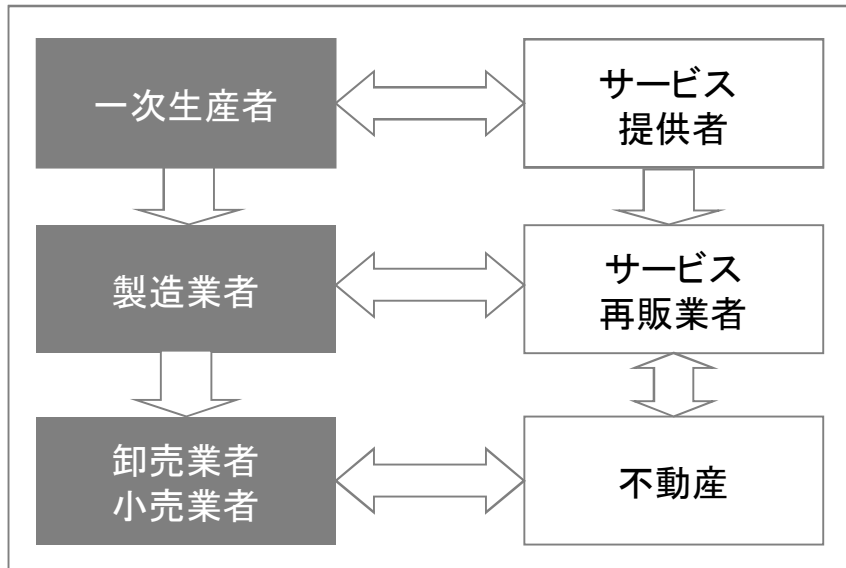
8

GSTの概要と影響

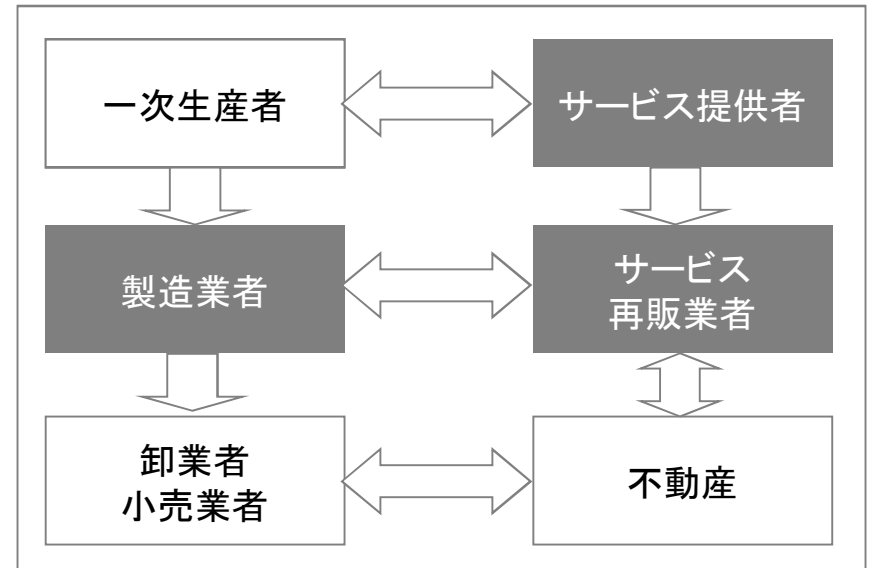
Budget Connect+ 2015

現行の間接税はパッチワーク？

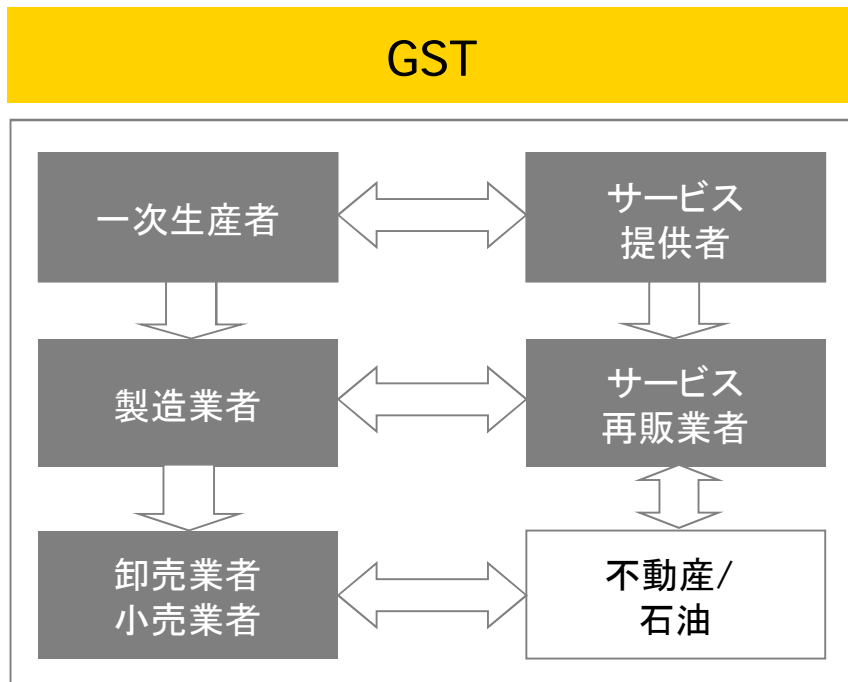
州付加価値税



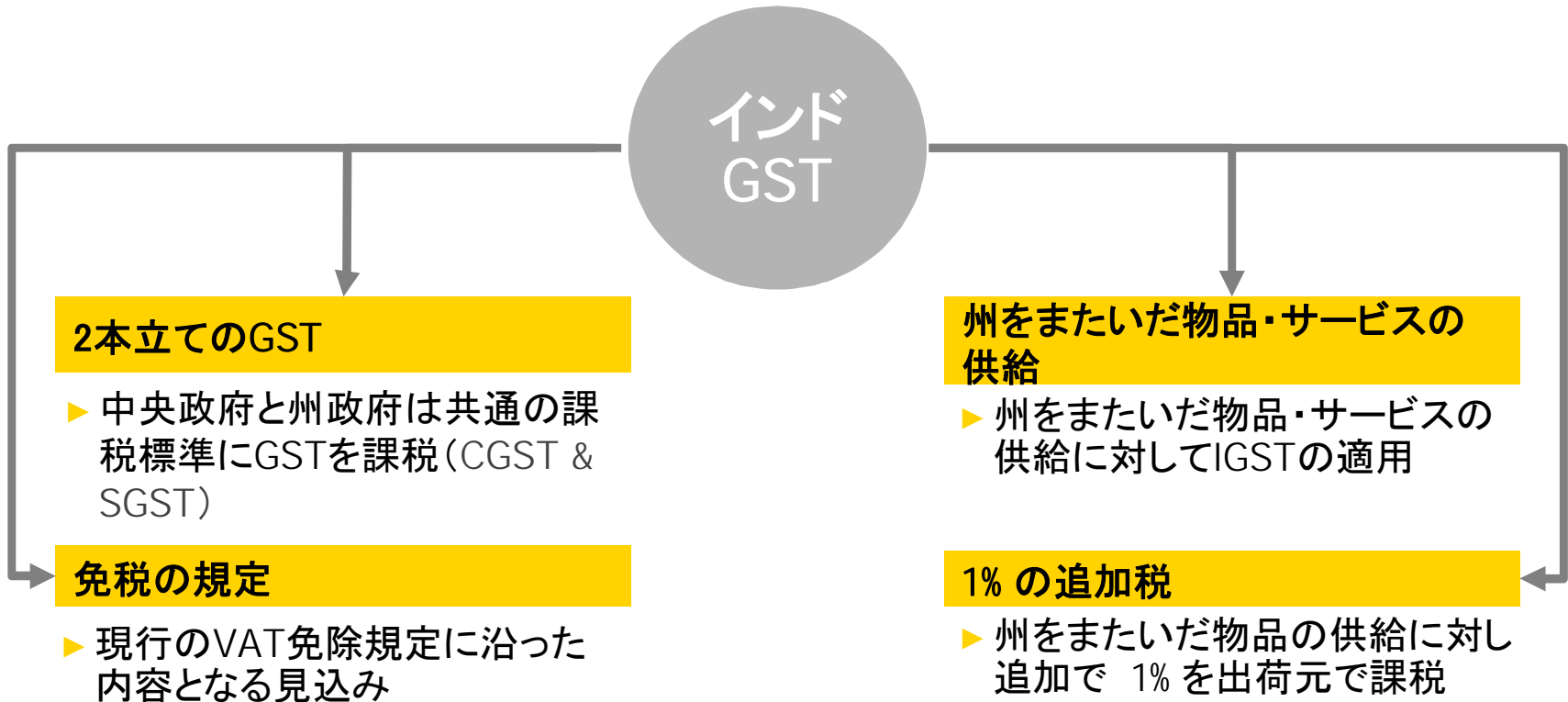
CENVAT/サービス税



提案されているGSTのフレームワーク



GST法案の主な特徴



CGST(中央政府GST)/SGST(州政府GST)/IGST(統合GST= CGST+ SGST)

主な特徴 – GSTの対象

- ▶ GSTは、飲料用アルコールを除く物品やサービスの供給に対する税と定義される
- ▶ 石油製品はGST委員会で決定される将来の特定の日においてGSTの対象に含まれる

物品

- ▶ 366条(12)で定義
- ▶ 「物品」にはすべての材料、商品、食品、衣料等が含まれる

サービス

- ▶ 366条(12A)で定義
- ▶ 「物品」以外のものすべて

主な特徴 – 統合される税金

中央税

- ▶ 物品税
- ▶ Medicinal & Toiletries Preparation 法に基づき課税される物品税
- ▶ CVD(相殺関税)
- ▶ SAD(特別追加関税)
- ▶ サービス税
- ▶ CST(中央売上税)
- ▶ (物品とサービスの供給に関する)サーチャージと教育税

州税

- ▶ 州VAT
- ▶ 入境税
- ▶ 贅沢税
- ▶ 自治体等により課税されない娯楽税
- ▶ 宝くじ、ギャンブル等に関する税金
- ▶ (物品とサービスの供給に関する)州サーチャージと教育税

主な特徴 – 統合されない税金

中央税

- ▶ 基本関税と輸出税
- ▶ 鉄道、海運・空輸等による物品や旅客に課せられるターミナル税（鉄道料金と貨物運送料にかかる税金）
- ▶ 証券取引所や先物市場での取引に係る印紙税以外の税金

州税

- ▶ 印紙税
- ▶ 土地や建物に関する税金
- ▶ 電気の消費や販売に係る税金
- ▶ 陸路や内陸水路により運ばれる物品や旅客に係る税金
- ▶ 車両に係る税金
- ▶ 通行料
- ▶ プロフェッショナルフィー、貿易、雇用等に関する税金

主な特徴 – GST 委員会

GST 委員会

- ▶ 中央政府の財務大臣(委員長)
- ▶ 連邦直轄領政府の税務/財務当局の大臣
- ▶ 州政府の大臣(財務または同等の)

委員会開催の 定足数

- ▶ 全メンバーの50%

意思決定に必 要な多数決

- ▶ 出席投票者の加重平均投票の75%
- ▶ 加重平均: 中央が3分の1、全ての州でまとめて3分の2
- ▶ 事実上、決定は中央政府と、63%の州政府の合意を必要とする

憲法改正の発効から60日以内に大統領によって成立される

主な特徴 – GST 委員会

GST委員会は、
GSTの重要項目の
勧告を行う

- ▶ 課税ベース、免税となる製品
- ▶ 課税の原則、IGSTの配分、供給地の管理の原則
- ▶ 免税
- ▶ 下限税率を含むGSTの税率の範囲
- ▶ 自然災害の際に追加の税収を確保するために特定の期間に適用される率
- ▶ アルナーチャル・プラデーシュ州、アッサム州、ジャンムー・カシミール州、マニプール州、メーガーラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州、シッキム州、トリプーラ州、ヒマーチャル・プラディーシュ州、およびウッタラーカンド州への特例
- ▶ 石油製品へのGSTの適用日

委員会の決定は勧告であり、中央議会と州議会での批准が必要である

委員会は、紛争解決のための方法を決定できる



税率

GST率はGST委員会で決定

税込中立レート
(RNR)はNIPFP
により定められ
る

- ▶ 税率構成:
 - ▶ 免税製品やサービス
 - ▶ レアメタル:1%
 - ▶ 基本的な必需品:12%
 - ▶ 標準税率27% (他の全ての商品やサービス)
- ▶ これらはCGSTとSGSTをあわせたもの
- ▶ 財政政策研究所(NIPFP)は利用可能な最新の2012-13年度または2013-14年度の税込データに基づいて再検討するように求めている

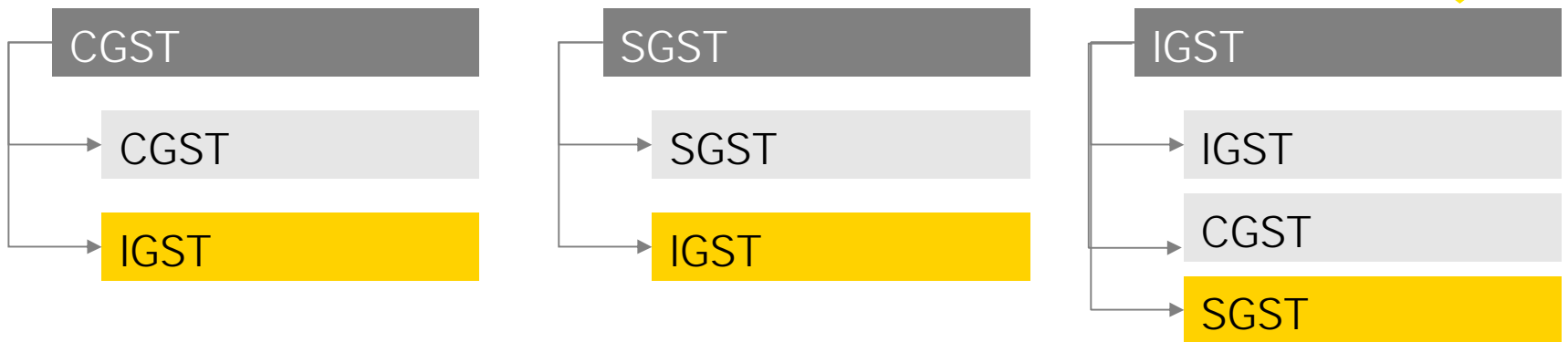
現在検討中の様々な税率:

- レアメタル:特別な税率
- その他
 - 12%
 - 12% 及び 18% / 20%
 - 12% 及び 25+%

控除の仕組み

インプットに係るGSTは、各取引でのアウトプットに係るGSTと控除可能

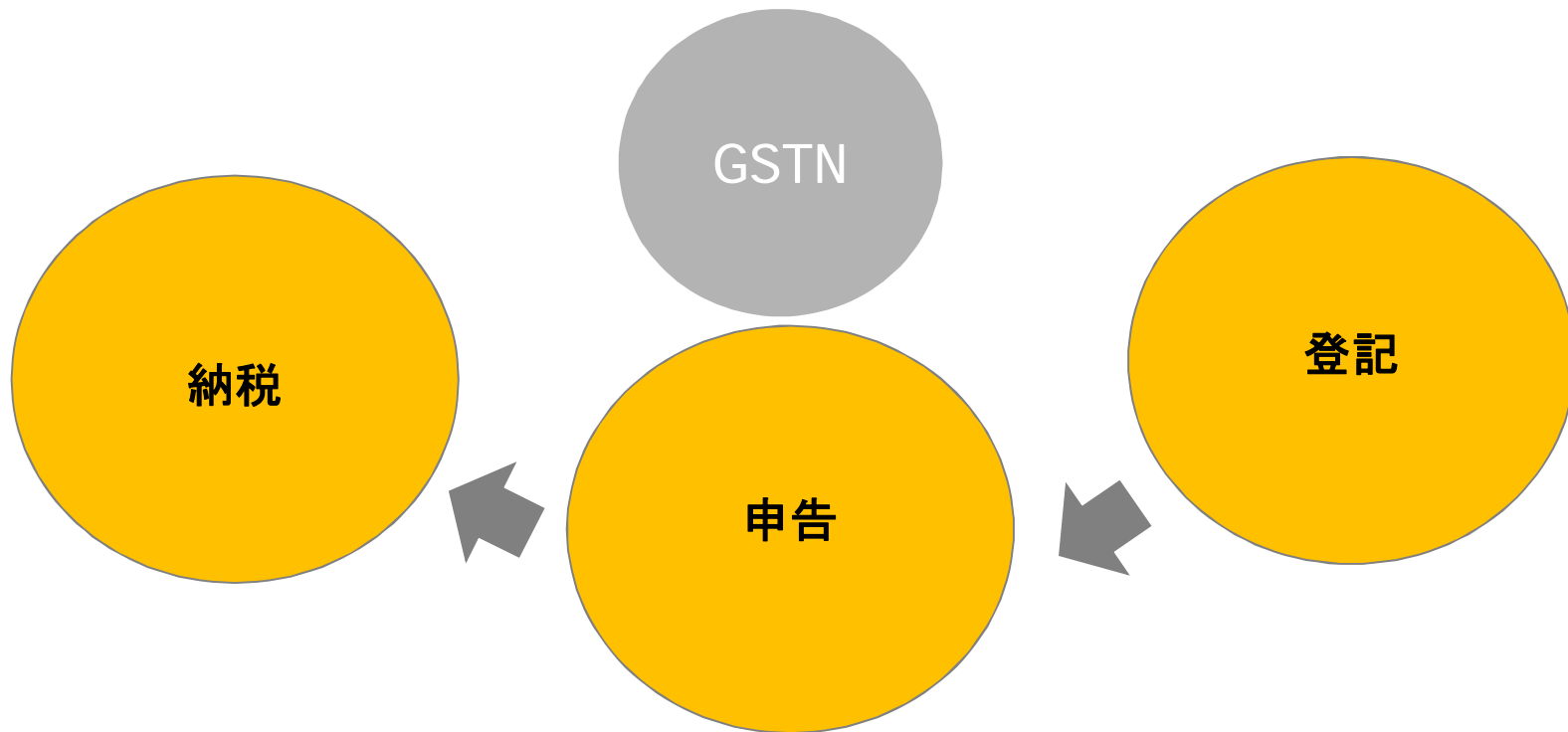
GST 控除の仕組



GST ネットワーク (GSTN) – 主な特徴

全国共通の3つのコアサービスを提供するポータル

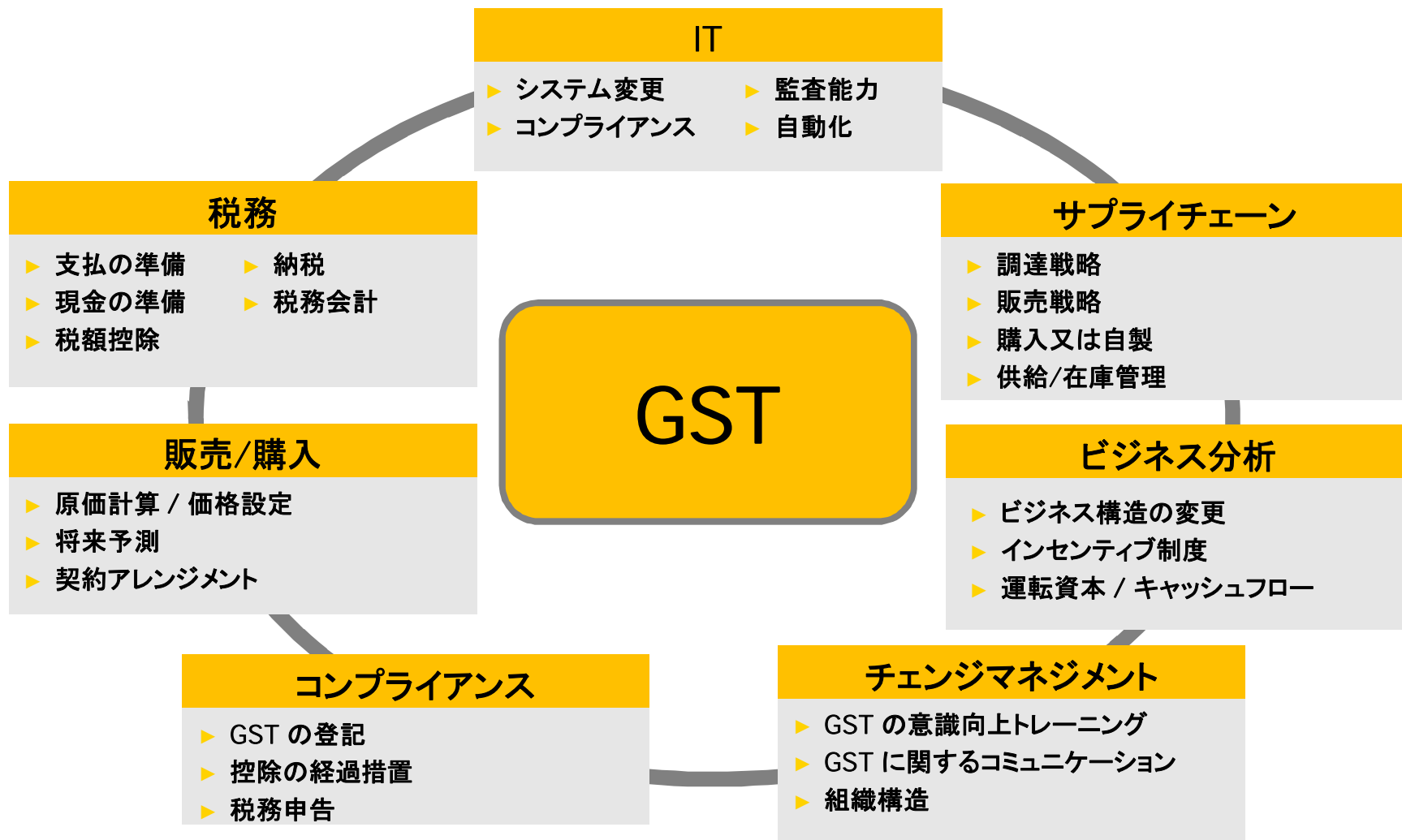
GSTNの限定的なサービスモデル(必須)



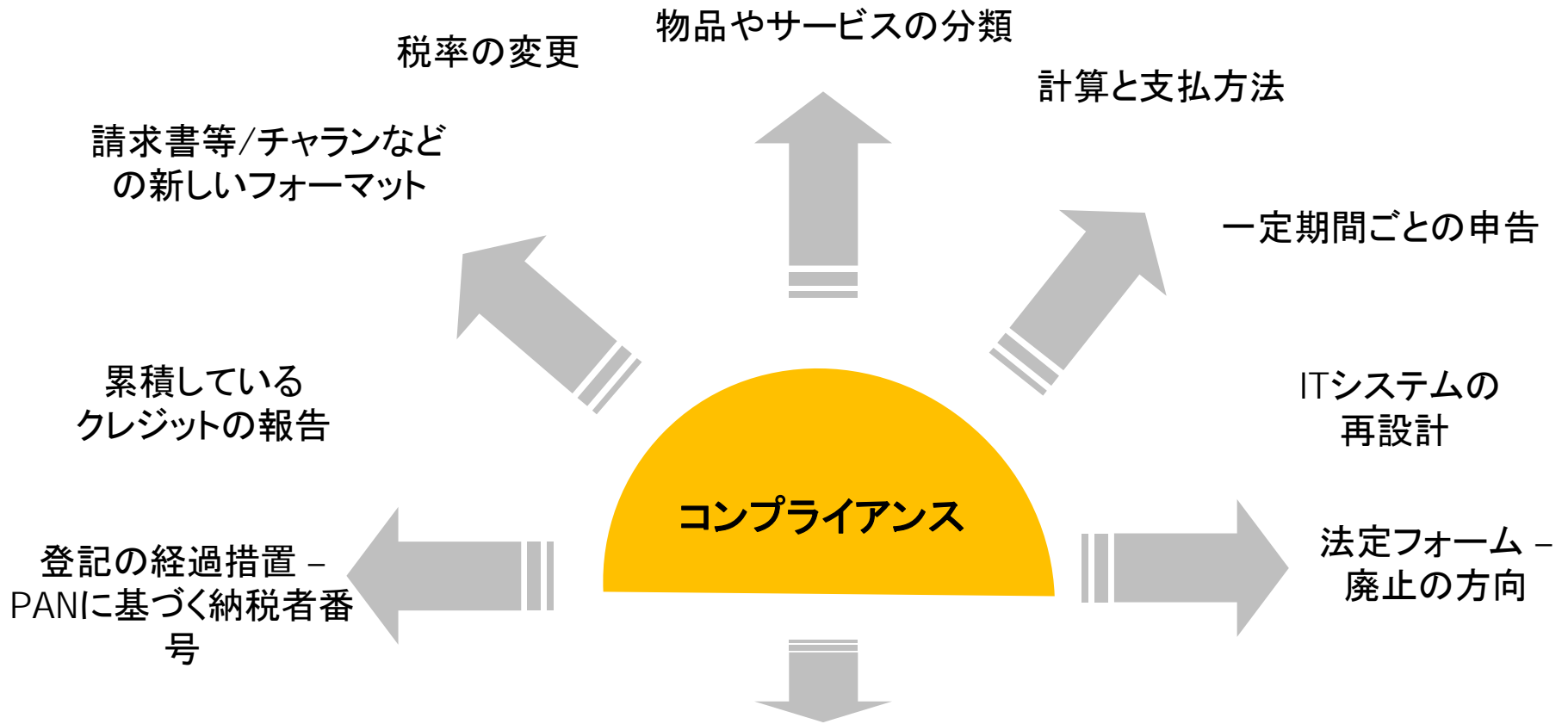
GSTN - 全対応型のサービスモデル(オプション)



GSTはビジネスのやり方を変化させる



コンプライアンス要件の変化



GSTの導入に関する主要なコンプライアンス要件



9

付属資料

Budget Connect+ 2015

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
2015年3月5日	物品税・サービス税の納付(2015年2月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年2月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年2月分)
10日	物品税の申告(2015年2月分)
15日	所得税の前払(2014-15年度、所得税見積額からこれまでの前払分を控除した金額)
31日	物品税・サービス税の納付(2015年3月分、e-payment含む)
	所得税の前払の期限(2014-15年度)
4月10日	物品税の申告(2015年3月分)
25日	サービス税の申告(2014年10月1日～2015年3月31日分)
30日	源泉税の納付(2015年3月分)
	物品税の申告(2014-15年度、FormER-5、ER-7)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
5月5日	物品税・サービス税の納付(2015年4月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年4月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年4月分)
10日	物品税の申告(2015年4月分)
15日	源泉税の電子申告(2015年1月～3月分、Form24Q、26Q、27Q)
30日	インド非居住者が駐在員事務所を有している場合の年次報告 (2014-15年度、Form49C)
	給与以外の源泉税の支払に関するTDS/TCS証明の発行(2015年1 月～3月分、Form16A、27D)
31日	従業員給与に対する源泉税の年次証明の発行(2014-15年度、 Form16)
6月5日	物品税・サービス税の納付(2015年5月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年5月分、e-payment)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
6月7日	源泉税の納付(2015年5月分)
10日	物品税の申告(2015年5月分)
15日	所得税の前払(2015-16年度、所得税見積額の15%以上)
30日	Cenvat Credit支払額の最終調整
7月5日	物品税・サービス税の納付(2015年6月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年6月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年6月分)
10日	物品税の申告(2015年6月分)
15日	源泉税の電子申告(2015年4月～6月分、Form24Q、26Q、27Q)
30日	給与以外の源泉税の支払に関するTDS/TCS証明の発行(2015年4月～6月分、Form16A、27D)
31日	所得税、富裕税の申告(2014-15年度、個人)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
8月5日	物品税・サービス税の納付(2015年7月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年7月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年7月分)
10日	物品税の申告(2015年7月分)
9月5日	物品税・サービス税の納付(2015年8月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年8月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年8月分)
10日	物品税の申告(2015年8月分)
15日	所得税の前払(2015-16年度、所得税見積額の45%以上)
30日	所得税、富裕税の申告(2014-15年度、移転価格対象外法人)
10月5日	物品税・サービス税の納付(2015年9月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年9月分、e-payment)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
10月7日	源泉税の納付(2015年9月分)
10日	物品税の申告(2015年9月分)
15日	源泉税の電子申告(2015年7月～9月分、Form24Q、26Q、27Q)
25日	サービス税の申告(2015年4月1日～2015年9月30日分)
30日	給与以外の源泉税の支払に関するTDS/TCS証明の発行(2015年7月～9月分、Form16A、27D)
11月5日	物品税・サービス税の納付(2015年10月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年10月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年10月分)
10日	物品税の申告(2015年10月分)
30日	所得税、富裕税の申告(2014-15年度、移転価格対象法人)
	物品税の申告(2014-15年度、FormER-4、支払が1千万ルピーを超える単位)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
12月5日	物品税・サービス税の納付(2015年11月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年11月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年11月分)
10日	物品税の申告(2015年11月分)
15日	所得税の前払(2015-16年度、所得税見積額の75%以上)
2016年1月5日	物品税・サービス税の納付(2015年12月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2015年12月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2015年12月分)
10日	物品税の申告(2015年12月分)
15日	源泉税の電子申告(2015年10月～12月分、Form24Q、26Q、27Q)
30日	給与以外の源泉税の支払に関するTDS/TCS証明の発行(2015年10月～12月分、Form16A、27D)

税務コンプライアンス・カレンダー (2015年3月1日～2016年3月31日)

期 日	内 容
2月5日	物品税・サービス税の納付(2016年1月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2016年1月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2016年1月分)
10日	物品税の申告(2016年1月分)
3月5日	物品税・サービス税の納付(2016年2月分、e-payment以外)
6日	物品税・サービス税の納付(2016年2月分、e-payment)
7日	源泉税の納付(2016年2月分)
10日	物品税の申告(2016年2月分)
15日	所得税の前払(2015-16年度、所得税見積額からこれまでの前払分を控除した金額)
31日	物品税・サービス税の納付(2016年3月分、e-payment含む)
	所得税の前払の期限(2015-16年度)



Budget Connect+ 2015

This presentation provides certain general information existing as at the time of production. This Presentation does not purport to identify all the issues or developments pursuant to the transaction. Accordingly, this presentation should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for the purposes of decision-making. EY LLP, does not undertake any legal liability for any of the contents in this presentation. The information provided is not, nor is it intended to be an advice on any matter and should not be relied on as such. Professional advice should be sought before taking action on any of the information contained in it. Without prior permission of EY LLP, this document may not be quoted in whole or in part or otherwise referred to in any documents.

For more information, please follow us on

'India Tax Insights from EY'
LinkedIn group



Click to catch action on Budget 2015



Budget Connect+ 2015
Enabling 'Make in India'
www.ey.com/BudgetConnect2015

Have you subscribed?



Click
to follow us

India Tax Insights Blog

www.ey.com/budgetconnect2015